

## 第7期第10回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 午後3時00分から午後3時53分

2. 開催場所 穂別町民センター ツツジホール

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	△	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	△
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	○	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	平島 道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	△	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	○	17番	石崎 代里子	○	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 議案第1号 令和4年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件

第8 議案第2号 農業委員会の適正な事務実施に関する件

第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第12 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第13 議案第7号 農地移動適正化あっせんに関する件

第14 議案第8号 現況証明願いの発給に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－主事 伊藤 貴大

## 7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、2番・中田委員、16番・藤岡委員、20番・森山委員の3名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第10回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、19番・佐田正彦委員と21番・伊藤正人委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。  (異議なし)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案8件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。  (異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりに御了承願います。 続いて、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページ、3ページをお開き願います。 合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。7件・14筆・84,821㎡となっています。 1番は、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> が賃貸していた農地について、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> が自作地とするため解約に至ったものです。 2番は、貸主の意向により解約するものです。 3番は、地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約を行ったものです。 4番・5番・6番については、借主の意向により解約するものです。 7番は、地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約を行ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。  (異議なし)

議	長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	事	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>4月につきましては、議案に記載のとおり、4月11日に川西地区委員会、川東地区委員会、4月14日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、あっせんの申出1件について審議した結果、申出内容譲受候補者等いずれも適当と判定しています。</p> <p>川東地区委員会では、あっせんの申出4件について審議した結果、申出内容譲受候補者等いずれも適当と判定しています。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果適当と判定しております。</p> <p>なお、あっせんの申出内容については5ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第2号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	事	<p>報告第3号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議案書7ページをお開き願います。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
17	番	<p>1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第3号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6 報告第4号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求め</p>

議長

ます。

主事

報告第4号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書10ページ、11ページになります。

平成29年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、平成29年から5年を経過するため、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第5号にてご説明申し上げます。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。

（異議なし）

議長

質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第7 議案第1号「令和4年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第1号、令和4年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件について、ご説明申し上げます。

これからご提案させていただきます議案第1号及び議案第2号につきましては、各地区委員会と本日の総会前に行われました正副委員長以上会議にて、意見等をすり合わせ作成をしております。内容につきましては、ポイントのみを説明しご提案させていただきます。

それでは議案書13ページから活動計画案となっております。

1番の「活動計画の趣旨」について、この1年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化しており、まだまだ、予断を許さない状況であることと、燃油・資材の価格高騰と厳しい環境におかれています。

また、異常気象ともいえる温暖化や記録的な大雪など、依然として想定外とされるような自然災害が発生しております。本町でも北海道胆振東部地震で甚大な被害を受けましたが、徐々に町の再生が図られてきております。本町の農業振興及び農地行政の諸課題を解決するため、令和3年度からの町の最上位計画であります「第2次むかわ町町づくり計画」が策定され、持続可能な、むかわ農業を確立する趣旨の内容で整理をしております。

2番の「活動計画の重点事項及び実践方策」につきましては、重点事項を6項目としており、昨年を引き続き、同様の内容としてございます

1番は、農地利用状況調査やパトロールを含む、日常の農地点検を実施しながら農地の適正かつ有効な利用を各営農区農政推進委員長等との連携を図っていくもので、実践方策は記載のとおり、7項目としています。

14ページになります。2番は、農地のスムーズな権利移動が行えるよう、担当地区委員を主体とした調整活動について、農地利用の最適化を図るため、これまでどおり実施していくこととしています。実践方策は記載のとおり、2

事務局 長

項目としてございます。

3番は、改正法でも意見の提出・要望活動ができるため、農業振興上の重大な懸案事項等がある場合は委員会として町部局等に対し意見提出などの取り組みを行ってまいります。実践方策は記載のとおり、3項目としてございます。

4番は、町地域担い手育成センターと連携を図りながら新規就農対策に取り組むとともに、新規農地所有適格法人の参入等にも対応していくこととしています。実践方策は記載のとおり、7項目としています。

5番は、農業者年金の加入促進を特に新規就農者等へ行っていくとともに、経営継承等が適切に行えるように、相談・支援を行ってまいります。実践方策は記載のとおり、2項目としています。

6番は、農業委員会等に関する法律第37条に情報の公表とあり、農委だよりやホームページを活用した情報発信を逐次行うこととしています。実践方策は記載のとおり、5項目としています。

15ページになります。大項目3番の「推進体制の整備充実」について、次の4項目を主眼に農業委員会が政治的中立性をもつ行政委員会としての立場、農業者の公的代表としての性格を有する組織としての農業委員会の役割・機能の発揮に十分に配慮し、最高議決機関である農業委員会総会の月例開催を基本に活動を行いながら各種農地行政を進めていきます。

以上、令和4年度のむかわ町農業委員会活動計画案について、ご提案をさせていただきますので、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありますか。

(異議なし)

議 長

質疑無しと認め、議案第1号は原案どおり決定することに ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第8 議案第2号「農業委員会の適正な事務実施に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長

議案第2号 農業委員会の適正な事務実施に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書17ページになります。

今年度の取り組みにつきましては、先般、農業委員会による最適化活動の推進について、令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長通知にて通知がありました。各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととなったため、昨年度から大きく変更となっております。

1番の取り組み項目については、(1)令和3年度の点検・評価、(2)令和4年度最適化活動の目標の設定等を示してございます。

2番の取り組み日程につきましては、4月総会で決定後に、ホームページ等で公表していく内容を計画してございます。

議案書18ページになります。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、全般的に昨年度当初に決定した目標に対しての実績等でございます。

1番「農業委員会の状況」については、記載のとおりであり、2の「農業委員会の体制」は、昨年の改選期以降の実績としてございます。

19ページ2番「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、令和3年度、1年間で99.2ha集積面積が減っております。近年、認定農業者を更新しない農業者など高齢化による影響が大きな要因の一つと考えられますが、農業委員会としては、出し手の希望による農地の権利移動については、概ね円滑に担い手への権利移動を進めているところでございます。

20ページの3番「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、令和3年度実績は担い手センターからの新規就農予定者はゼロでありました。昨年に引き続き、担い手センターとの連携による新規就農対策を図りまた、法人参入についても同様に関係機関団体等と連携を図りながら、それぞれ円滑かつ安定的な参入となるよう取り組む必要性があると考えています。

21ページ4番「遊休農地に関する措置」について、年度当初の遊休農地としてはありませんが、これまでどおり引き続き農地利用状況調査などをすすめ優良農地の確保にむける必要があります。

22ページ5番「違反転用への適正な対応」について、違反転用への適正な対応は、引き続きゼロ計上となります。日常的な相談活動等により転用申請は適正に行われており、この状態を維持していく必要があります。

23ページ6番の農地法によりその権限に属された事務に関する点検ですが農地法等による所管業務の集計結果です。内容は、記載のとおりとなっております。

25ページ7番「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですがこちらは、特に案件はありませんでした。

その下の9番「事務の実施状況の公表等」ですが、毎月の総会議事録はホームページでの公表が義務付けられており、これについては実施しております。

以上が、令和3年度の点検・評価案となります。

26ページからは令和4年度最適化活動の目標の設定等案となります。

今般、「農業委員会による最適化活動の推進について」令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知にて、農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととなっております。

26ページ1番「農業委員会の状況」については、4月1日現在としており記載のとおりであります。

2の「農家・農地等の概要」は、2020農林業センサスから抜粋しての記載としております。

27ページ2番「最適化活動の成果目標」については、4月1日現在の、町長部局で行っている「担い手及びその農地の利用に関する実態調査」から、それぞれの項目に記載してございます。

(2) 遊休農地の解消、次ページ(3) 新規参入の促進につきましては、この間の実績を踏まえた内容を整理してございます。

28ページ2番「最適化活動の活動目標」については、ここが、新様式での

事務局 長

ポイントとなります。

(1) 「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、月6日と設定をさせていただきました。農林水産省で示されたのは、農業委員会の活動量に応じて、農業委員・推進委員との報酬を上乗せするために、農業委員会が農地利用最適化交付金申請をする際の裏付け資料とするための設定でありまして、この交付金を申請する際には、最低6日以上ということが求められてございます。ここが農業委員の記録簿の月の目標部分となりまして、従来どおりの業務を設定としております。新たに何かをしないといたものではありません。したがって、1ヵ月のうち、6日の設定は、決して高くも無く・低くもない設定とご提案を申し上げるところでございます。

(2) 活動強化月間の設定目標は、3回以上、取り組む事としており、8月に遊休農地の解消、10月・11月は、農地の集積を強化月間として設定しています。

議 長

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、原則1名以上が相談会に参加することとされた事から、町地域担い手育成センターと連携し、参加していく設定とさせていただきます。

以上が、令和4年度最適化活動の目標の設定等案となりますので、内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑無しと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第9 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか。おはかりいたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主 事

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書30ページ、31ページをお開き願います。

1番・6番につきましては、譲受人の要望により、当該地を売買するものです。

主 事 2 番につきましては、息子さんに所有農地を使用貸借するものです。  
3 番・4 番・5 番につきましては、譲受人の要望により、賃貸借するもので  
す。  
以上、6 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を  
確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない  
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
3 2 ページから 4 3 ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確  
認願います。  
以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定  
くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに  
補足説明をお願いします。

6 番 1 番から 3 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
1 番は [ ] が [ ] に農地を売買する案件です。  
2 番は [ ] が [ ] に使用貸借する案件です。  
3 番は [ ] が [ ] に賃貸する案件です。いずれも取得後は南瓜を作  
付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとと  
もに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

1 8 番 4 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
[ ] が [ ] に賃貸する案件ですが、賃貸契約後は牧草を作付けする  
計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周  
辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

1 7 番 5 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
[ ] が [ ] に賃貸する案件ですが、賃貸契約後は南瓜を作付けする  
計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周  
辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

1 2 番 6 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
[ ] から農地を売買する案件です。取得後は、牧草を作付けする計画と  
なっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地  
への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑あ  
りませんか。

(異議なし)

議 長 質疑無しと認め、議案第 3 号は原案どおり決定することにご異議ありませ  
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第10 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

農業用施設を建設する案件です。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。

また、申請者が営農上必要とする農作業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。

なお、面積・事業案件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。

46ページから50ページまで、それぞれ現況地目図・配置図・調査票を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 1 番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。

本申請は、農作業用設備を建設するものです。申請地は、XXXXXXXXXXが耕作する農地の一部であり周辺農地に与える影響はないものと認められます。

また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑無しと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 続いて、日程第11 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主事 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

1番・2番は、報告第4号でご報告いたしました、                    、                      
                    が農業公社から5年間の賃貸を満了し売渡を行うものです。

3番につきましては、報告第3号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転です。

続きまして、議案書56ページから、利用権設定1件です。

1番につきましては、隣接地で営農されている                    に新たに利用権を設定するものです。

以上、所有権移転3件9筆、利用権設定1件1筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、所有権移転については、議案書53ページから55ページ、利用権設定については、議案書57ページに添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第12 議案第6号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 議案第6号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。

議案書59ページをお開き願います。

申込者は、この後、議案第7号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる                    、                    、                    です。

あっせん事業申込者の登録については、これまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定

主 査 くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第13 議案第7号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第7号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。  
議案書61ページをお開き願います。  
以上、5件の実施につきまして、62ページから66ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。  
以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第14 議案第8号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第8号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。  
議案書68ページをお開き願います。  
いずれも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。  
1番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。  
現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

主	査	<p>2番の申請地は、公簿地目が山林、公衆用道路となっており、願出を受けたものです。現地確認結果として、今回の場所については、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、畑地と判断しております。</p> <p>3番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。現地確認結果として、議案に記載のとおり、原野化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>4番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>5番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林・雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>69ページから73ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
23	番	<p>1番について、現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
15	番	<p>2番の現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、農地と判断しております。以上です。</p>
3	番	<p>3番の現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
18	番	<p>4番の農地について現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっております。農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
25	番	<p>5番について、現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利</p>

用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に 相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。